

所外研究者等による研究用計算基盤の利用について

国立研究開発法人国立環境研究所
環境情報部 研究情報室

公募利用課題の課題代表者の方は、当研究所の所外利用希望者について関連する項目を漏れなく確認し、様式1-2の所外利用者申請書に記載してください。

国立環境研究所の研究用計算基盤は、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」（昭和 24 年法律第 228 号）やこれに基づく輸出管理関連の法令等により、輸出や技術の提供が規制されているため、所外利用希望者に非居住者及び特定類型該当者がおられる場合は、所定の許可手続きが必要となることがあります。

<注意事項>

- ① NIES では提出書類に基づいて書面審査を行います。審査のため利用開始日を延期していただく場合や、審査の結果、利用が許可されない場合もあります。
- ② 審査の際には、必要に応じて追加の提出書類を求めることがあります。
- ③ 所外利用者申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。非居住者及び特定類型該当者に変更があった場合は、再度、書面審査を行います。